

港区高齢者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、高齢者の安全及び安心な暮らしを実現するため、高齢者に係る医療費の一部を助成することにより、高齢者の保健の向上に寄与し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第二条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 七十五歳以上の者
 - 二 港区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年港区条例第十二号）第三条に規定する者
 - 三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けていない者
- 2 前項に定めるもののほか、対象者に関し必要な事項は、区規則で定める。

(助成の範囲)

第三条 区は、対象者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法の規定による被保険者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養を受けた場合については、法の規定により負担すべき

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額を除く。）を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令によつて医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療証の交付）

第四条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、区長に申請し、区規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第五条 医療費の助成は、対象者の申請に基づき対象者に支払うことによつて行う。

（届出義務）

第六条 対象者は、第四条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第七条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第八条 区長は、偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。